

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部
商業・サービス産業政策課】 2
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4
- 地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成（2件）【建設局用
地部用地管理課】 5

北九州市公告第 803 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 2 年 12 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナフコ門司フィールスカイ店

北九州市門司区上馬寄二丁目 8 番 1 の一部ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

九州旅客鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号

代表取締役 青柳俊彦

3 変更する事項

大規模小売店舗の名称

(1) 変更前

(仮称) ナフコ門司店

(2) 変更後

ナフコ門司フィールスカイ店

4 変更の年月日

令和 2 年 12 月 10 日

5 変更する理由

施設名称決定のため

6 届出年月日

令和 2 年 12 月 1 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 4 月 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 2 年

1 2月29日から同月31日までの日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年4月8日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 804 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 2 年 12 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区中曾根六丁目 975 番 2 及び 975 番 7 から 975 番 36 まで	北九州市小倉南区下曾根一丁目 7 番 2 号 株式会社日豊商事 代表取締役 久保 豊

北九州市公告第 805 号

地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
北九州市小倉南区沼本町三丁目 1043 番 11
- 2 筆界案を確認することができる場所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局用地部用地管理課（地籍調査担当）
- 3 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

- 4 筆界案の作成者

北九州市

- 5 意見の申出

令和 2 年 1 2 月 8 日から同月 28 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第 30 条第 3 項の規定により筆界の調査を行う。

北九州市公告第 806 号

地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 筆界案を作成した土地の所在及び地番

北九州市小倉南区沼本町二丁目 1 1 0 4 番 2

北九州市小倉南区沼本町三丁目 1 0 4 3 番 6

北九州市小倉南区沼本町三丁目 1 0 4 4 番 1 0

北九州市小倉南区沼本町三丁目 1 0 4 4 番 1 1

2 筆界案を確認することができる場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建設局用地部用地管理課（地籍調査担当）

3 筆界案を確認することができる者

筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

北九州市

5 意見の申出

令和 2 年 1 2 月 8 日から同月 2 8 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第 30 条第 4 項の規定により筆界の調査を行う。